

建管第 272-5号  
令和3年 6月 8日

関係各団体の長 様

埼玉県県土整備部建設管理課長  
高橋 厚夫 (公印省略)

### ICT活用工事において準用する要領及び基準について

標記について、令和3年2月19日付け建管第1075-5号通知を下記のとおり改定したので参考送付します。

#### 記

##### 1 要領及び基準

- ・「ICT活用工事（土工）試行要領」第8条
- ・「ICT活用工事（舗装工）試行要領」第7条
- ・「ICT活用工事（地盤改良工）試行要領」、「ICT活用工事（舗装修繕工）試行要領」、「ICT活用工事（法面工）試行要領」、「ICT活用工事（付帯構造物設置工）試行要領」及び「ICT活用工事（作業土工（床堀））試行要領」第6条に規定するICT活用工事において準用する要領及び基準は、別添のとおりとする。

##### 2 適用年月日

令和3年 6月14日以降に起工する工事に適用する。

ただし、それ以前に起工した工事であっても、受発注者間の協議により適用することができる。

##### 3 その他

要領及び基準は、建設管理課ホームページを参照してください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/doboku-gijutu-reikisyu.html>

担当：埼玉県県土整備部建設管理課  
【電子納品以外に関すること】

技術管理担当 宮崎、桑原

電話：048-830-5201

【電子納品に関すること】

土木積算・建設IT担当 青木、新井

電話：048-830-5199